（無線通信部に置く課）

第二百九十条　無線通信部に、次に掲げる課を置く。

電波利用企画課

航空海上課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局を除く。）

陸上課（北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。）

陸上第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第三課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

無線通信課（信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局に限る。）

監視調査課（信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。）

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　陸上又は人工衛星に開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　略］

四　総合通信局の所掌事務を遂行するために必要な検査用機器その他の設備及び機器の保守に関すること（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するものを除く。）。

［2　略］

（無線通信課の所掌事務）

第二百九十四条　無線通信課は、第二百九十二条各号及び第二百九十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条　電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（近畿総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局に限る。）

調査課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視調査課（関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）

（無線通信部に置く課）

第二百九十条　無線通信部に、次に掲げる課を置く。

電波利用企画課

航空海上課

陸上課（関東総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）

陸上第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

陸上第三課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視調査課（信越総合通信局及び北陸総合通信局に限る。）

（陸上課、陸上第一課、陸上第二課及び陸上第三課の所掌事務）

第二百九十三条　［同上］

一　陸上、人工衛星又はロケットに開設する無線局に係る無線局免許等関係事務（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するもの並びに技術基準に係るものを除く。）及び電波の利用の促進に関する事務に関すること（放送部（北海道総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局及び四国総合通信局にあっては情報通信部。）及び航空海上課の所掌に属するものを除く。）。

［二・三　同上］

四　総合通信局の所掌事務を遂行するために必要な検査用機器その他の設備及び機器（総務大臣の定めるところにより総合通信局の出張所において管理する検査用機器その他の機器を除く。）の保守に関すること（電波監理部及び無線通信部の監視調査課の所掌に属するものを除く。）。

［2　同上］

第二百九十四条　削除

（電波監理部に置く課）

第二百九十六条　電波監理部に、次に掲げる課を置く。

電波利用環境課

監視課（北海道総合通信局、東北総合通信局、東海総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局に限る。）

監視第一課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

監視第二課（関東総合通信局及び近畿総合通信局に限る。）

調査課（四国総合通信局を除く。）

監視調査課（四国総合通信局に限る。）

宇宙国際監視課（関東総合通信局に限る。）

宇宙国際調査課（関東総合通信局に限る。）

電波障害分析課（関東総合通信局に限る。）